附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令別表は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、平成二十五年九月三十日以後に終了する中間事業年度（株式会社日本政策投資銀行法第二十一条に規定する中間事業年度をいう。）に係る書類について適用することができる。

○財務省令第五十七号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十七条の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成二十四年財務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第1号様式の表中「その他の資産」を「金融商品等差入担保金その他の資産」に、「支払承諾見返」を「前支払年金費用」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金リース債務」に改める。

別表第二第1号様式の表中「繰延税金資産」を「退職給付に係る資産」に、「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額」に改め、同表記載上の注意2⑵⑤を次のように改める。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

別表第二第2号様式の⑵連結包括利益計算書の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額　持分法適用会社に対する持分相当額」に改める。

別表第二第2号様式の⑶連結損益及び包括利益計算書の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額　持分法適用会社に対する持分相当額」に改める。

別表第二第3号様式の表中

退職給付に係る調整累計額	
当期首残高	×××
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××
当期変動額合計	×××
当期末残高	×××
その他の包括利益累計額合計	×××

を

その他の包括利益累計額合計	×××

に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の株式会社国際協力銀行の会計に関する省令別表は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百十一号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項、第十八条第三項及び第十九条第四項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「十人」を「十一人」に改める。

第六条の見出しを「（健康危機管理・災害対策室及び研究企画官）」に改め、同条第一項中「研究企画官及び健康危機管理官それぞれ」を「健康危機管理・災害対策室及び研究企画官」に改め、同条第三項を削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　健康危機管理・災害対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。

二　厚生労働省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

3　健康危機管理・災害対策室に、室長を置く。

第二十条（見出しを含む。）中「臓器移植対策室」を「移植医療対策推進室」に改める。

第二十六条第二項第一号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第五十九条の見出し中「自立推進・指導監査室」の下に「及び特別医療扶助指導検査官」を加え、同条第一項中「自立推進・指導監査室」の下に「及び特別医療扶助指導検査官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

5　特別医療扶助指導検査官は、命を受けて、生活保護法第五十四条第一項の規定による検査及びこれに伴う指導に関する事務を行う。

第七十三条の二第四項中「次条」の下に「、第七百十条の二の二」を加える。